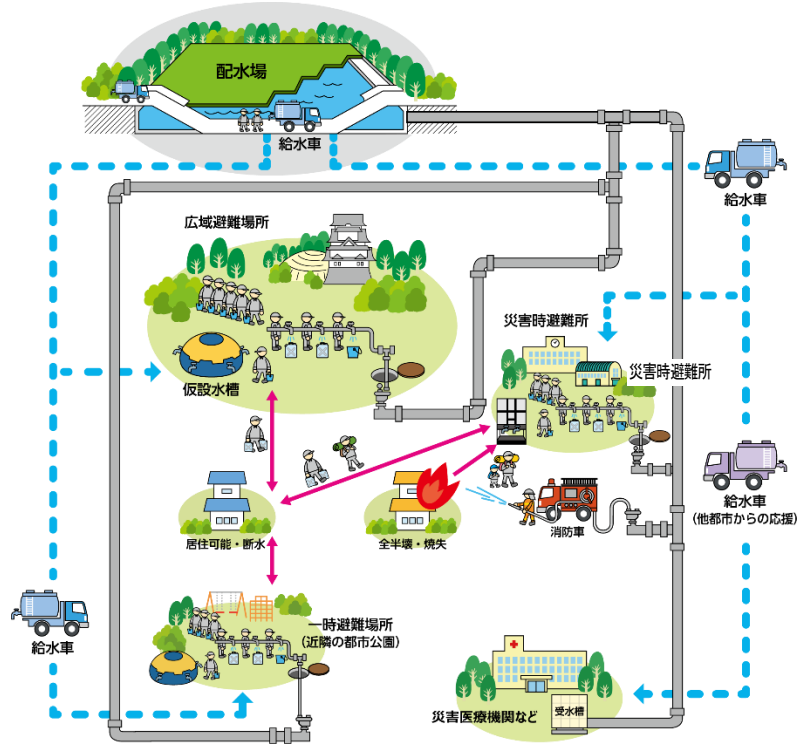


応急給水体系と資材配備

○ 応急給水体系の概念図



給水車・応急給水用資器材保有量

(令和3年12月現在)

器 材 名	形 状 ・ 容 量		数 量
給 水 車	加 圧 ポ ンプ 付	1.8 m ³	1 台
		2 m ³	7 台
		3.3 m ³	3 台
		3.5 m ³	3 台
		3.8 m ³	1 台
		3.85 m ³	1 台
給 水 タ ン ク	布 製	2 m ³	195 基
仮 設 水 槽	バ ル ーン 型	4 m ³	304 基
	組 立 型	1 m ³	4 基
	車 載 型	0.35 m ³	55 基
仮 設 給 水 栓	ス テ ン レ ス 製		295 基
ポ リ 容 器	10 リットル		約 122,000 個
ポ リ 袋	6 リットル		約 134,000 枚
	3 リットル		約 141,000 枚



給水車



仮設水槽組立型

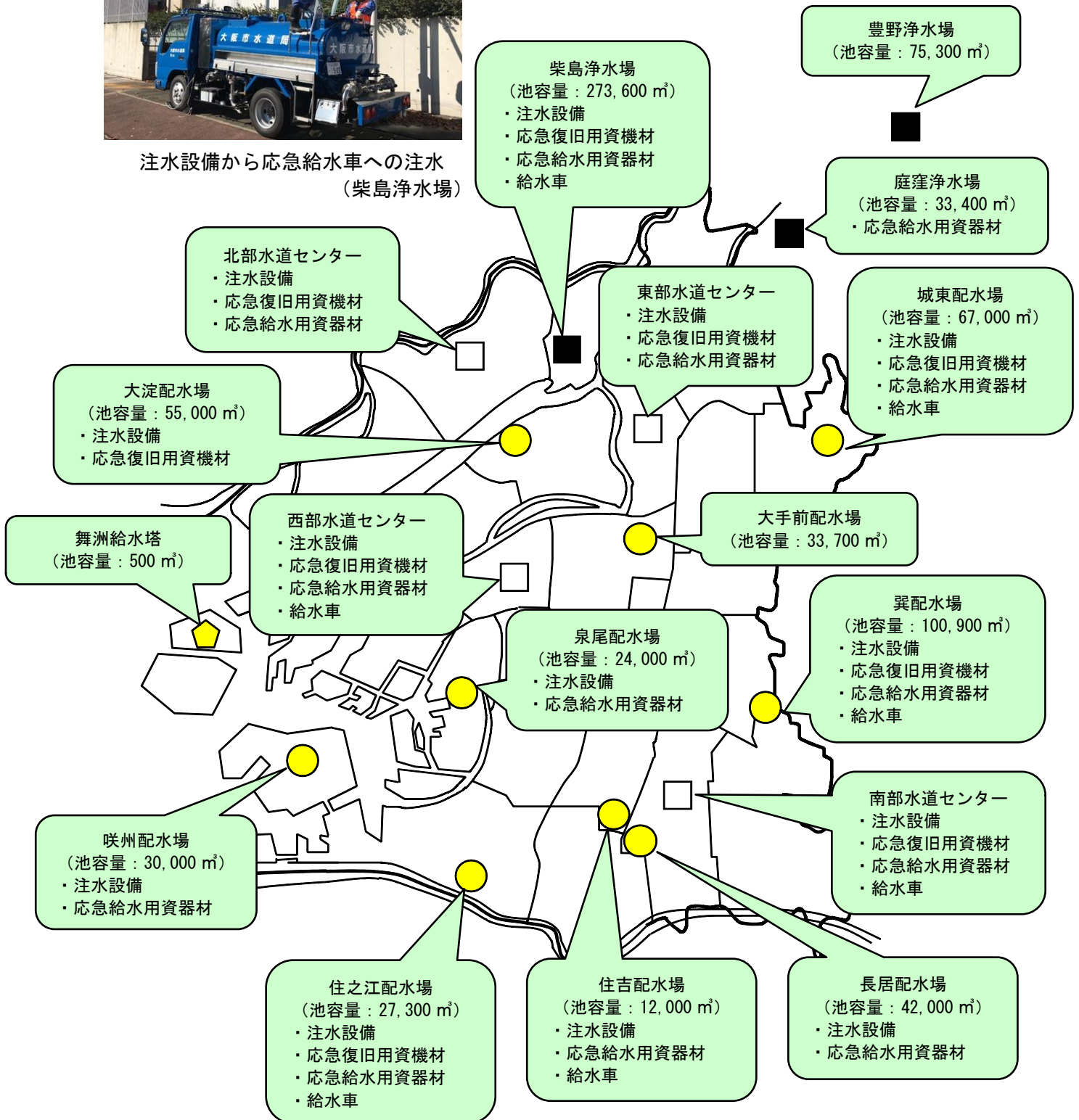


仮設水槽バルーン型



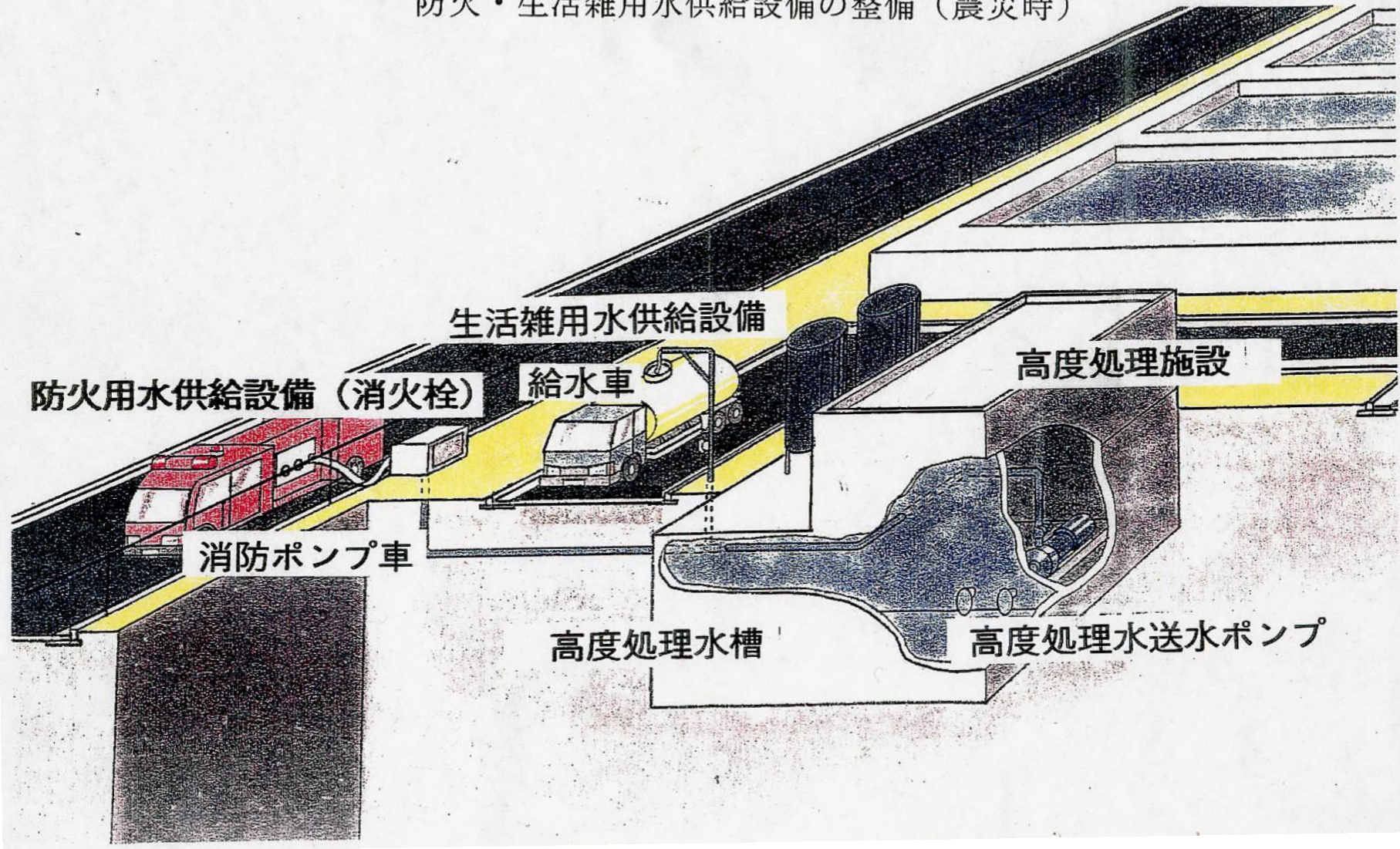
注水設備から応急給水車への注水
(柴島浄水場)

(令和3年12月現在)

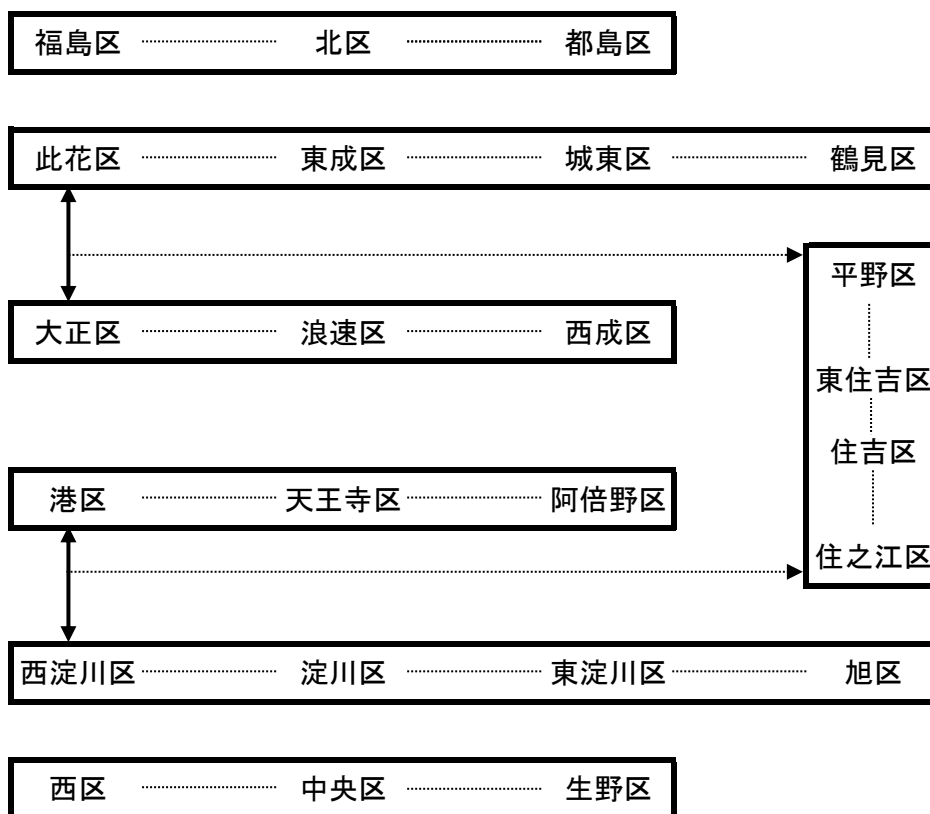


応急給水用資器材…仮設水槽、ポリ袋、ポリ容器、仮設給水栓など
 応急復旧用資機材…管材料、継手材料、漏水防止金具など

下水の高度処理水の利用による
防火・生活雑用水供給設備の整備（震災時）



炊出給食の相互応援図



(1) 炊出給食の相互応援: 炊出しによる給食は、原則として表のブロック内で市民部長の指示に基づき、当該区が相互に炊き出し応援(米飯の輸送を含む)を行い、給食の円滑な実施を図るものとする。区本部長は、炊出し給食を行う場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難所内またはその近隣の適当な場所を選定して実施するものとする。

(2) 状況により炊飯が困難である場合は、乾パンまたは生パンを支給する。

(3) 乳児等に対する給食は、ミルク等によって行う。

(4) 炊き出し現場には、避難所主任等を配置して実施の指導および記録等にあてる。

(5) 炊出し給食対象者、炊出しに必要な費用の限度、炊出し期間は「災害救助法の適用計画」に掲げるとおりとする。